

(令和4年3月16日受付)

子供の学区外通学について

■内容

両親共働きで帰宅時不在のため、祖母の自宅がある小学校に学区外通学をしています。卒業後は自宅のある通学区域の中学校に通うこととされているため、クラスの友達とは別の中学校になると言われました。6年間ずっと一緒に過ごした仲間と同じ中学校に入れないのでしょうか。

■回答

児童生徒の学校の指定につきましては、市立小学校及び中学校の通学区域並びに学校の指定に関する規則により、保護者の住所の属する学区の学校ということになっています。

しかし、特別の理由がある場合は、学区外の申請が可能で、ホームページに指定学校変更（学区外通学）許可基準を掲載しています。保護者の方のお話をお聞きした上で、教育委員会内で協議し、回答させていただきます。

■<https://www.city.tanabe.lg.jp/gakkou/shitei-henko.html>

【学校教育課 指導係】

※本件は、令和4年3月29日に回答したものです。